

潟上市公共施設等総合管理計画 (案)



平成〇〇年〇月
秋田県潟上市

目次

第1章 計画策定の背景と目的	
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	2
4. 対象施設	2
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し	
1. 本市の概況	3
2. 人口の現況と課題及び将来人口の見通し	4
(1) これまでの人口の推移	4
(2) 将来人口の見通し	6
3. 公共施設等の状況	9
(1) 建物系施設の概況	9
(2) 建物系施設の建築年度別の設置状況の推移	11
(3) 人口一人当たりの建物系施設の延べ床面積	12
(4) インフラ施設の状況	14
4. 財政状況と中長期見通し	15
(1) 普通会計決算の状況	15
(2) 歳入の中長期見通し	17
(3) 歳出の中長期見通し	17
5. 将来更新費用の推計	18
(1) 建物系施設	18
(2) インフラ施設	20
第3章 公共施設等の管理の基本方針	
1. 現状や課題に関する基本認識	22
(1) 人口減少および少子高齢化による公共施設等に対するニーズの変化	22
(2) 公共施設等の老朽化	22
(3) 合併に伴う公共施設等の重複及び分散配置	22
(4) 公共施設等への投資額（財源）	22
2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	23
(1) 点検・診断等の実施方針	23

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	23
(3) 安全確保の実施方針	23
(4) 耐震化の実施方針	24
(5) 長寿命化の実施方針	24
(6) 統合や廃止の推進方針	24
第4章 施設類型ごとの施設の基本の方針	
1. 建物系施設の基本方針	25
(1) 集会施設	25
(2) 文化施設	25
(3) 図書館	26
(4) スポーツ施設	26
(5) レクリエーション・観光施設	27
(6) 学校	27
(7) 幼保・こども園	27
(8) 幼児・児童施設	28
(9) 高齢福祉施設・保健施設・その他社会福祉施設	28
(10) 庁舎等	29
(11) 公営住宅	29
(12) 供給処理施設	29
(13) 消防防災関連施設	30
(14) その他施設	30
2. インフラ施設の基本方針	31
(1) 道路	31
(2) 橋りょう	31
(3) 上水道	31
(4) 下水道	32
(5) その他のインフラ施設	32
3. 一部事務組合所有施設の基本方針	33
第5章 取組体制の構築	
1. 全庁的な取組体制の構築	34
2. 情報の管理・共有	34

第1章 計画策定の背景と目的

1. 計画策定の背景と目的

本市では、これまで小中学校や幼稚園・保育園等の教育・保育施設や公民館・体育館等の社会教育体育施設、各地域の集会施設及び市営住宅など、いわゆる「ハコモノ」と呼ばれる建物系施設を計画的に整備してきました。

また、市民生活に欠くことのできない道路、橋りょう、上下水道及び公園など、いわゆる「インフラ施設^(注1)」を整備し、社会経済基盤の充実にも努めてきました。

しかしながら、建設から相当な年数が経過した建物系施設やインフラ施設（以下「公共施設等」という。）も多く、今後は安全性の確保から、計画的な維持修繕に加え、大規模改修や建て替えなど建設費用が嵩むことが懸念されます。これらを踏まえ今後は、時代に即した公共施設等の配置を計画的に進めていく必要があります。

このような状況は、本市に限らず他の地方公共団体でも同様であり、国（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）においては、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しており、また地方公共団体に対しても「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付総財務第74号）により公共施設等総合管理計画（以下「計画」という。）策定の要請とその策定指針を示しています。

本市においても公共施設等の状況を把握するとともに、将来の人口を予測し、公共施設等の適正な規模と今後の方針を検討する必要があります。さらに合併特例措置の終了に伴う今後予想される厳しい財政状況を勘案した長期的な視点で、更新・統廃合・長寿命化の計画的な実施により財政負担を軽減し、適正な公共施設等の配置を実現するための計画を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

この計画は、国の策定指針に基づき、本市の最上位計画である潟上市総合計画をはじめ、潟上市行政改革大綱、潟上市耐震改修促進計画などの各種計画等と整合性を図りつつ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、向こう10ヵ年の基本の方針を示すものです。

なお、公共施設等の具体的な整備方針については、本計画の基本方針に基づき策定される個別計画に委ねるものとします。

(注1) 社会的経済基盤などを形成する施設などの総称をいいます。

3. 計画期間

平成 29（2017）年度から平成 38（2026）年度の 10 ヶ年とします。

この計画は、社会経済情勢や市民ニーズ、財政状況などの変化に適切に対応するため、必要に応じた見直しを行っていくものとします。

4. 対象施設

本市が保有するすべての建物系施設及びインフラ施設を対象とします。

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1. 本市の概況

本市は、秋田県のほぼ中央の沿岸部に位置し、東は井川町、南は秋田市、西は男鹿市と、北は八郎湖を挟んで大潟村と接しており、面積は 97.73km²と県内では最も小さな市となっています。

東部は、南北に縦走する国道7号の周辺に小高い丘陵（女川層）が多数連なっており、出羽丘陵に続いています。

中央部及び北部は、秋田平野の北辺部として八郎湖に向かって広大な田園地帯が広がっており、肥沃な土地に恵まれた穀倉地帯となっています。

西部は、県内有数の3本の砂丘群が連なっているほか、日本海沿岸部は秋田市から続く海岸砂丘となっており、秋田県の保健保安林に指定されています。砂丘群の間は集落や畑地、樹園地として活用されています。

気候は、海洋の影響を大きく受ける日本海型の気候であり、県内では比較的降雪が少ないことから、温暖で過ごしやすいといえます。

秋田自動車道、日本海沿岸東北自動車道等高速交通体系が整備され、また秋田空港から車で30分程度の距離にあるなど首都圏へのアクセス性も高く、県都秋田市に隣接したベッドタウンという都市的な特性と、広大な田園風景に代表される豊かな自然環境を併せ持った恵まれた地帯となっています。



2. 人口の現況と課題及び将来人口の見通し

(1) これまでの人口の推移

① 人口の推移

国勢調査の結果をみると本市の人口は昭和 40（1965）年以降増加を続けていましたが、平成 17（2005）年の総人口 35,814 人をピークに減少に転じています。

日本の人口は、平成 17 年頃をピークに減少傾向にあり、平成 17 年から平成 22（2010）年にかけて人口増加している市町村は少なく、本市の平成 17 年から平成 22 年にかけての人口減少をみるに、同様の趨勢にあるといえます。

人口の構成をみると、年少人口（15 歳未満）比率は平成 7（1995）年から平成 27（2015）年にかけて減少し続けている一方で、老年人口（65 歳以上）比率は平成 7 年から平成 27 年にかけて増加し続け、平成 22 年と平成 27 年の全国平均（平成 22 年で 23.0%、平成 27 年で 26.6%）を上回っています。さらに平成 22 年には、老年人口比率が 25%を超え、すでに超高齢社会へと突入している状況となっており、今後もさらなる人口減少と高齢化が予想されます。

また、生産年齢人口（15 歳～64 歳）が減少するとともに、老年人口の増加速度がやや鈍りつつあることから、本市の人口減少は「第 1 段階^(注2)」から「第 2 段階^(注3)」への移行期であると考えられます。

ちなみに、秋田県平均の老年人口比率は平成 22 年が 29.6%、平成 27 年が 33.8% となっており、秋田県平均と比較すると本市はやや下回っています。

世帯数は平成 7 年から平成 17 年にかけて増加していますが、平成 17 年から平成 27 年にかけてほぼ横ばいで推移しています。世帯数の増加傾向に伴い一世帯当たりの人数は減少しています。

② 自然増減（出生と死亡によるもの）

出生数は近年 200 人前後で移行し、死亡数は 400 人前後で推移しています。合計特殊出生率では国県と比較し低水準にあり、かつ低下が続いています。

結果、自然減の傾向が続くとともに、今後結婚や出産に対する意識の変化などから未婚・晩婚・晩産化の進行とともに、15～49 歳の女性人口減少により出生数の増加は難しいことが予想されます。

(注2) 年少人口(15歳未満)の減少、老年人口(65歳以上)が増加する期間をいいます。

(注3) 年少人口の減少、老年人口が維持・微減する期間をいいます。

③ 社会増減（転出と転入によるもの）

転入数は平成 19（2007）年以降、減少傾向にあり「20～29 歳」「30～39 歳」の割合が多く、転入元は隣接市が中心となっています。

転出数は平成 22（2010）年以降 1,000 人以下で推移し「20～29 歳」「30～39 歳」の割合が多く、転出先は隣接市や関東圏が中心となっています。

年齢階級別人口移動の長期的動向では「15～19 歳」から「20～24 歳」で転出超過が大きく、転出理由は就学や就職等が考えられます。

今後も市外への転出による人口減少が予測されます。

表1 人口・世帯等の推移(国勢調査)

項目	年	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	増減率(%)			
							H7～ H12	H12～ H17	H17～ H22	H22～ H27
総人口(人)		34,660	35,711	35,814	34,442	33,083	3.0	0.3	△3.8	△4.0
年少人口 (15歳未満)		5,583 (16.1%)	5,194 (14.5%)	4,926 (13.8%)	4,247 (12.3%)	3,720 (11.3%)	△7.0	△5.2	△13.8	△12.4
生産年齢人口 (15歳～64歳)		23,475 (67.7%)	23,599 (66.1%)	22,854 (63.8%)	21,285 (61.8%)	18,997 (57.5%)	0.5	△3.2	△6.9	△10.8
老年人口 (65歳以上)		5,602 (16.2%)	6,918 (19.4%)	8,034 (22.4%)	8,909 (25.9%)	10,370 (31.3%)	23.5	16.1	10.9	16.4
世帯数		10,279	11,277	11,951	11,936	12,023	9.7	6.0	△0.1	0.7
一世帯当たり の人数 (総人口/世帯数)		3.37	3.17	3.00	2.89	2.75	-	-	-	-

※各年 10 月 1 日現在(平成 22 年と平成 27 年の総人口には年齢不詳を含む。)

表2 年齢構成の比較

区分	潟上市	全国	秋田県
年少人口比率 (15歳未満)	12.3%	13.2%	11.4%
	11.3%	12.6%	10.5%
生産年齢人口比率 (15歳～64歳)	61.8%	63.8%	59.0%
	57.5%	60.7%	55.7%
老年人口比率 (65歳以上)	25.9%	23.0%	29.6%
	31.3%	26.6%	33.8%

資料：上記/平成 22 年国勢調査結果

下記/平成 27 年国勢調査結果

(2) 将来人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の「日本の地域別将来推計人口」（平成 25 年 3 月発表）の推計では、今後本市の人口は減少傾向で推移していきます。

総人口は、平成 27（2015）年の 32,940 人から平成 47（2035）年には 25,556 人に減少し、うち生産年齢人口は、平成 27 年の 19,093 人から平成 47 年には 13,021 人に減少し、うち老年人口は、平成 27 年度の 10,216 人から平成 47 年には 10,533 人と増加傾向となります。

人口減少とともに、少子高齢化や生産年齢人口の減少も今後さらに進行ことが予想されます。

なお、人口の動向分析や将来展望をまとめた「潟上市人口ビジョン」では、「潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく各種施策・事業が効果的に人口動態に作用することを前提とすることで、総人口は平成 37(2025)年に 30,205 人、平成 47(2035)年に 27,368 人、そして平成 72 年に 21,064 人になるものと予測しており、人口減少に一定の歯止めがかかるものと考えています。

表3 社人研による人口の推計結果

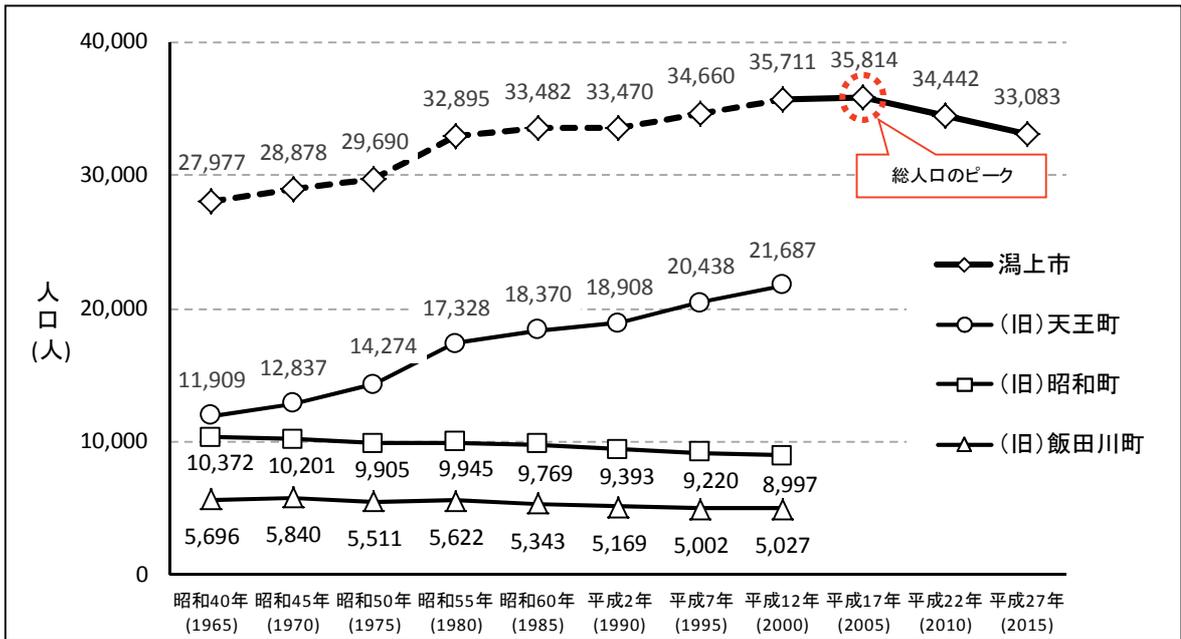
項目	年	平成 27 年 (2015)	平成 32 年 (2020)	平成 37 年 (2025)	平成 42 年 (2030)	平成 47 年 (2035)	増減率(%)			
							H27~ H32	H32~ H37	H37~ H42	H42~ H47
総人口(人)		32,940	31,293	29,452	27,522	25,556	△5.0	△5.9	△6.6	△7.1
		33,083					△5.4			
年少人口 (15 歳未満)		3,631(11.0%)	3,019 (9.7%)	2,608 (8.9%)	2,254 (8.2%)	2,002 (7.8%)	△16.9	△13.6	△13.6	△11.2
		3,720(11.2%)					△18.8			
生産年齢人口 (15 歳~64 歳)		19,093(58.0%)	17,276 (55.2%)	15,789 (53.6%)	14,410 (52.4%)	13,021 (51.0%)	△9.5	△8.6	△8.7	△9.6
		18,997(57.5%)					△9.1			
老年人口 (65 歳以上)		10,216(31.0%)	10,999 (35.1%)	11,055 (37.5%)	10,857 (39.4%)	10,533 (41.2%)	7.7	0.5	△1.8	△3.0
		10,340(31.3%)					6.4			

※:総人口は四捨五入の端数処理のため合計があわない場合があります。

平成 27 年項目:上記/社人研による推計

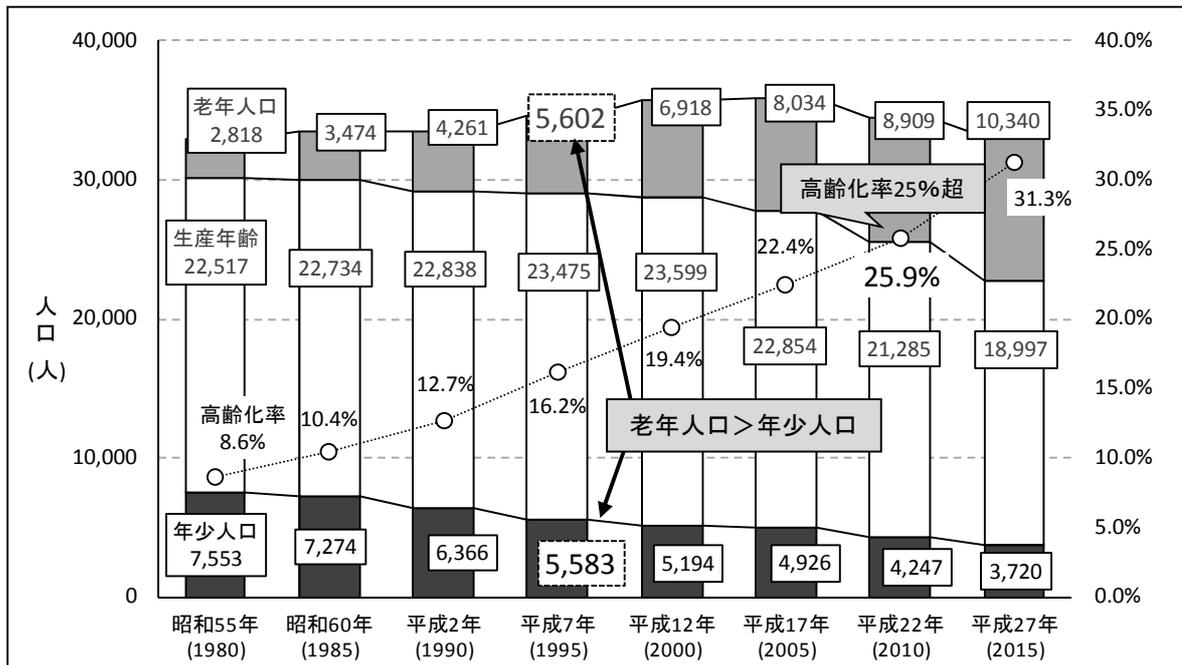
下記/平成 27 年国勢調査結果(総人口には年齢不詳を含む。)

図1 総人口の推移



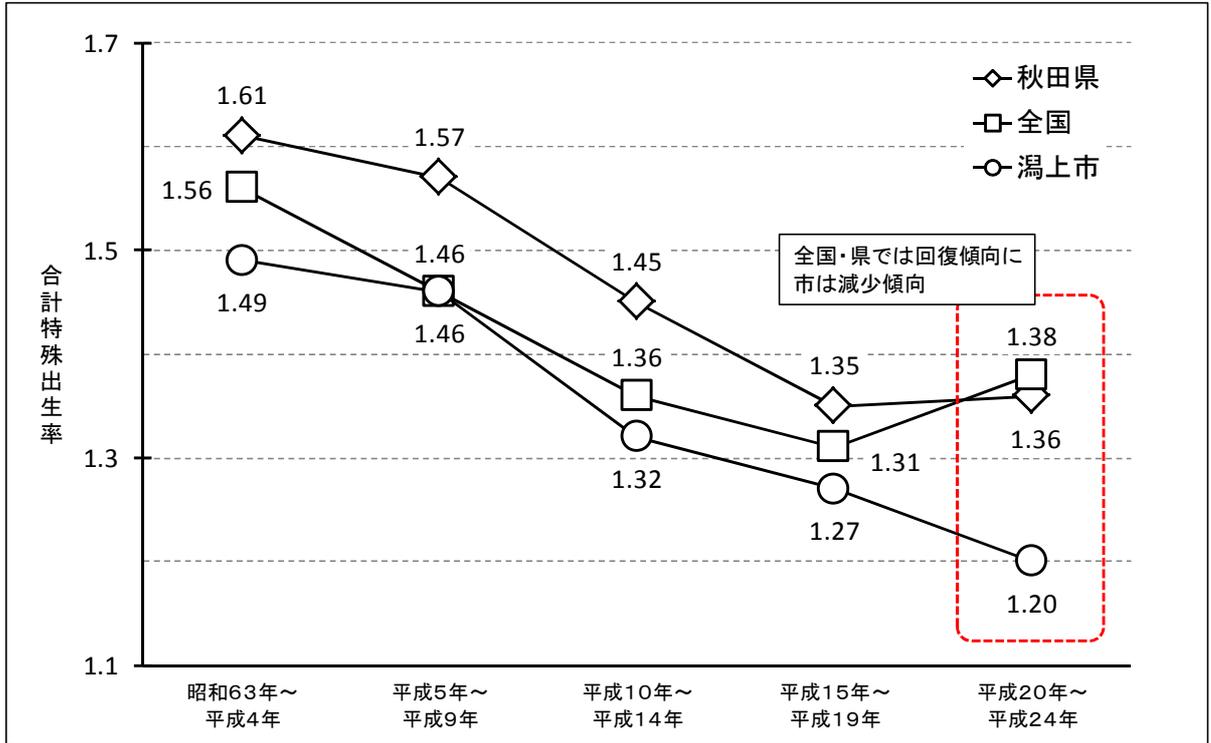
資料: 国勢調査

図2 年齢構成別の人口推移



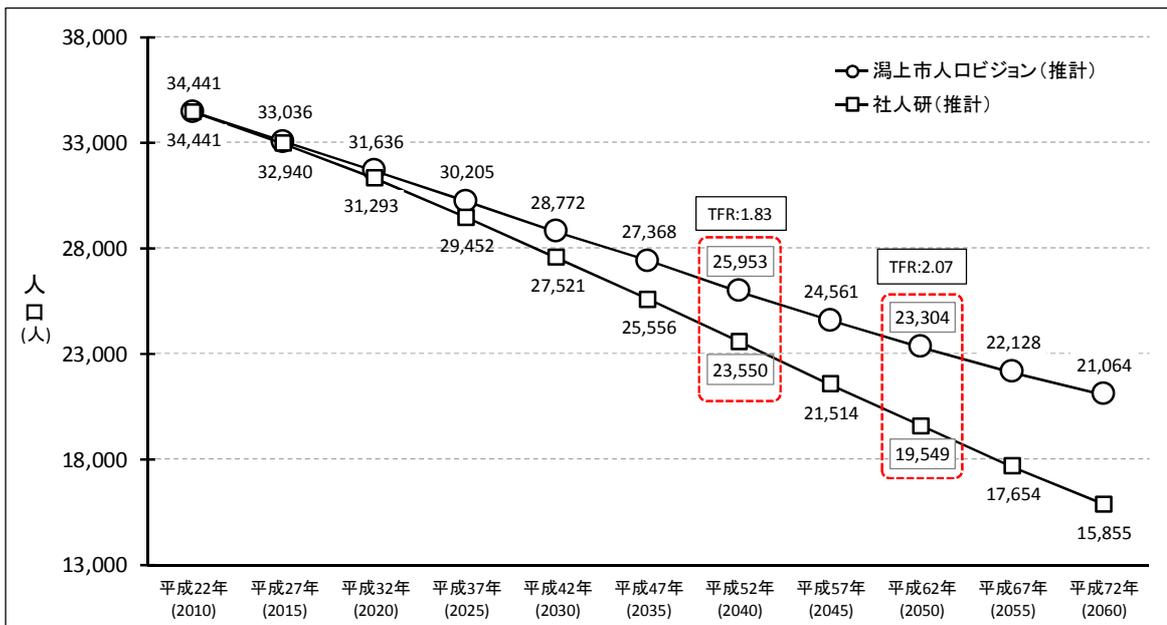
資料: 国勢調査

図3 合計特殊出生率の推移



資料:厚生労働省 人口動態特殊報告
人口動態保健所・市町村別統計

図4 湯上市人口ビジョンと社人研との比較



資料:湯上市人口ビジョン
TFR《total fertility rate》:合計特殊出生率

3. 公共施設等の状況

(1) 建物系施設の概況

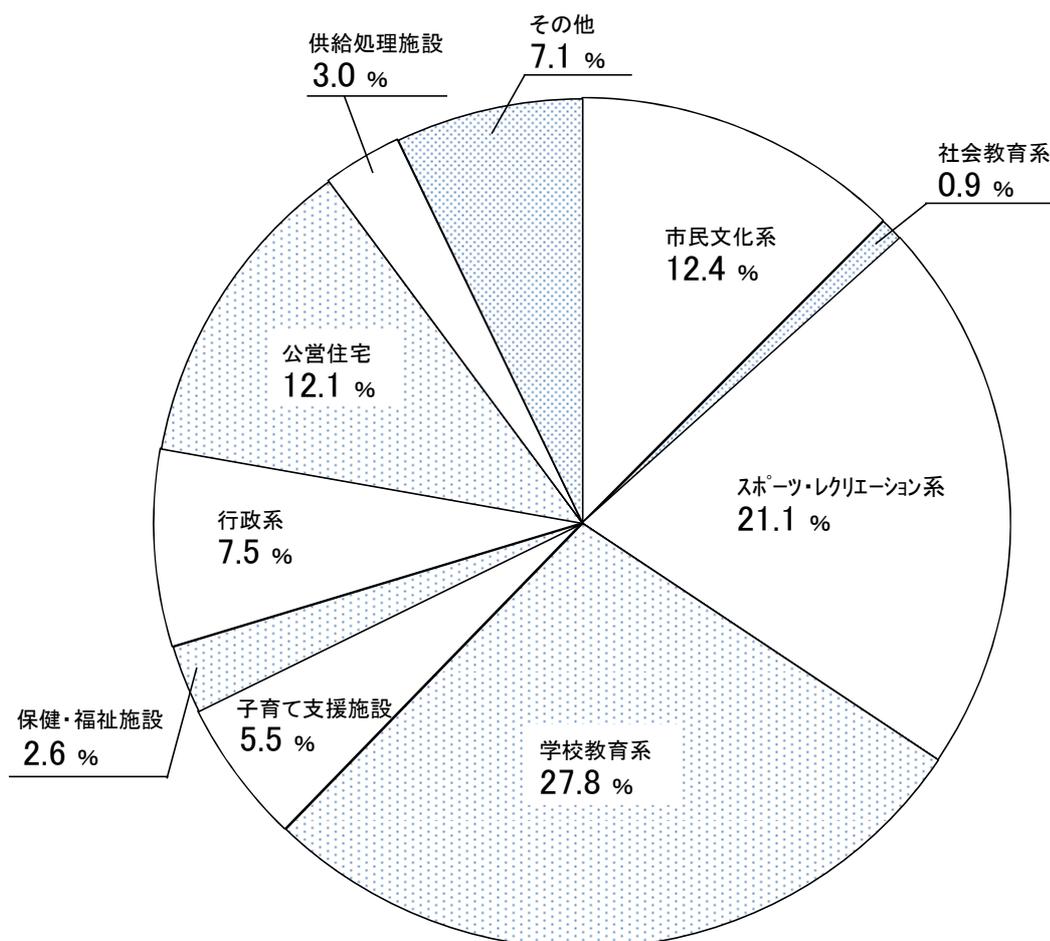
本計画策定にあたり対象とする施設の保有数は、平成28年3月末現在調査した結果、257施設、総延べ床面積では199,351㎡となり、市民一人当たりで5.905㎡^(注4)となります。

これらの施設について、総務省が提供している公共施設等更新費用試算ソフトを用いて本市の使用実態や用途に即すように施設を種類別(大中分類別)に分類しています。

種類別では、学校施設(55,456㎡、27.8%)が延べ床面積ベースで最も多く、次にスポーツ・レクリエーション施設(42,149.6㎡、21.1%)、公営住宅(24,095.6㎡、12.1%)と続きます。

この上位3位までで全体の61.0%を占めています。

図5 種類別延べ床面積の割合



(注4) 市民一人当たりの延べ面積算定にあたって平成28年1月1日時点の住民基本台帳人口33,761人を使用しています。

表4 建物系施設数一覧

大分類	中分類	施設名称	施設数	延床面積(㎡)
市民文化系施設	集会施設	コミュニティセンター等	4	2,487.25
		集会所、ことぶき荘、自治会館等	92	16,839.10
	文化施設	公民館	3	4,100.50
		資料館等	2	1,315.00
社会教育系施設	図書館	図書館	2	1,769.68
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館	4	9,107.48
		武道館等	5	3,750.00
		野球場	5	16,055.00
		テニスコート	3	368.00
		グラウンドゴルフ場	2	260.00
		陸上競技場	2	419.00
		プール	2	319.82
	その他体育施設	5	3,141.00	
レクリエーション、観光施設	グリーンランド・食菜館くらら・ブルーメッセあきた	14	8,729.26	
学校教育系施設	学校	小学校	6	32,459.00
		中学校	3	22,997.00
子育て支援施設	幼保・こども園	幼稚園	1	884.00
		保育所	6	5,615.71
		こども園	2	3,179.74
	幼児・児童施設	児童館・児童センター	3	1,324.69
保健・福祉施設	高齢福祉施設	福祉センター等	2	1,602.85
	保健施設	保健センター	2	2,453.09
	その他社会福祉施設	男女共同参画センター・飯田川高齢者生きがい対策創作館・飯田川社会福祉会館・昭和高齢者ふれあい館	4	1,059.84
行政系施設	庁舎等	市庁舎	1	9,219.03
		出張所	2	5,640.10
公営住宅	公営住宅	市営住宅	14	24,095.59
公園	公園	管理棟・倉庫等	1	23.00
供給処理施設	供給処理施設	クリーンセンター・衛生センター・最終処分場	4	5,958.01
その他施設	消防防災関連施設	防災センター	1	664.00
		消防分団器具庫	29	1,504.15
	その他施設	車庫・倉庫等	16	3,498.65
		駐輪場・公衆トイレ等	9	1,081.19
		その他	6	7,430.00

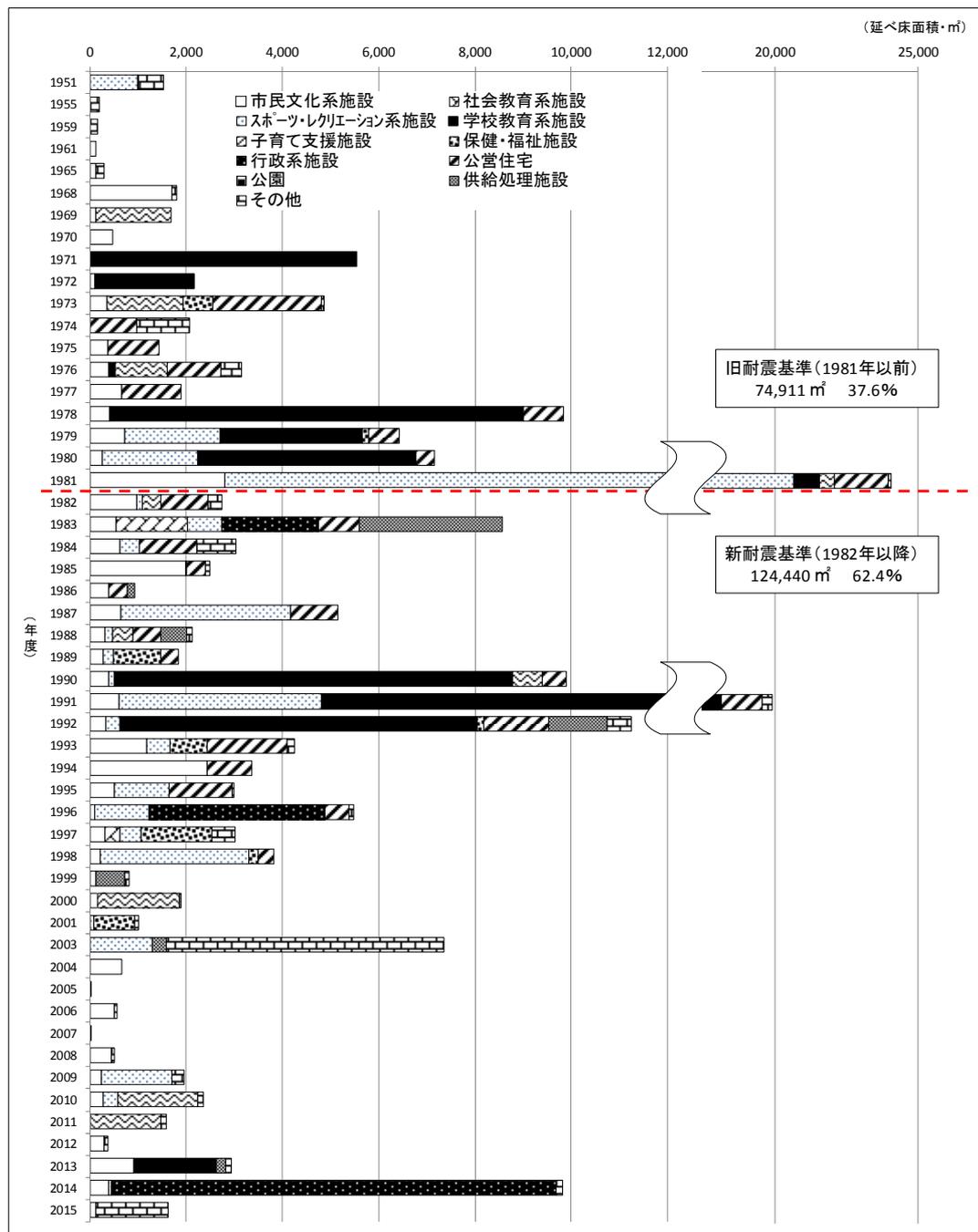
※複合施設については、原則主たる施設に一括して計上しています。

(2) 建物系施設の建築年度別の整備状況の推移

本市の建物系施設の整備状況をみると、昭和 56 (1981) 年度と平成 3 (1991) 年度に建設が集中していることが分かります。

また旧耐震基準が適用されていた昭和 56 (1981) 年以前に整備された建物系施設は、延べ床面積で 74,911 m²、比率にして 37.6% となります。そのうち学校施設が 24,754 m²で 33.0%を占める結果となりますが、学校施設はすべて耐震化対策が終了しています。

図6 建物系施設(大分類別)の建築年度別の整備状況の推移



(3) 人口一人当たりの建物系施設の延べ床面積

比較可能な平成26年3月31日末時点における本市の人口一人当たりの建物系施設の延べ床面積は、5.14㎡となりました。これは、秋田県内市町村の平均値8.04㎡と比較して2.9㎡低い結果となります。

表5 人口一人当たりの建物系施設の延べ床面積

市町村名	住基人口 (人)	延べ床面積 (㎡)	一人当たり延べ 床面積(㎡/人)
秋田市	320,720	1,081,152.0	3.37
能代市	58,010	284,210.0	4.90
横手市	97,342	576,918.0	5.93
大館市	77,805	411,433.0	5.29
男鹿市	30,937	192,836.0	6.23
湯沢市	49,851	276,050.0	5.54
鹿角市	33,880	203,642.0	6.01
由利本荘市	83,150	607,596.0	7.31
潟上市	34,135	175,448.0	5.14
大仙市	87,775	523,867.0	5.97
北秋田市	35,473	313,116.0	8.83
にかほ市	27,000	160,937.0	5.96
仙北市	29,114	195,923.0	6.73
小坂町	5,798	86,256.0	14.88
上小阿仁村	2,666	42,583.0	15.97
藤里町	3,751	42,353.0	11.29
三種町	18,585	133,217.0	7.17
八峰町	8,112	71,407.0	8.80
五城目町	10,420	67,973.0	6.52
八郎潟町	6,440	43,464.0	6.75
井川町	5,243	40,425.0	7.71
大潟村	3,288	50,269.0	15.29
美郷町	21,273	138,818.0	6.53
羽後町	16,699	86,678.0	5.19
東成瀬村	2,759	48,576.0	17.61
県内市町村平均			8.04

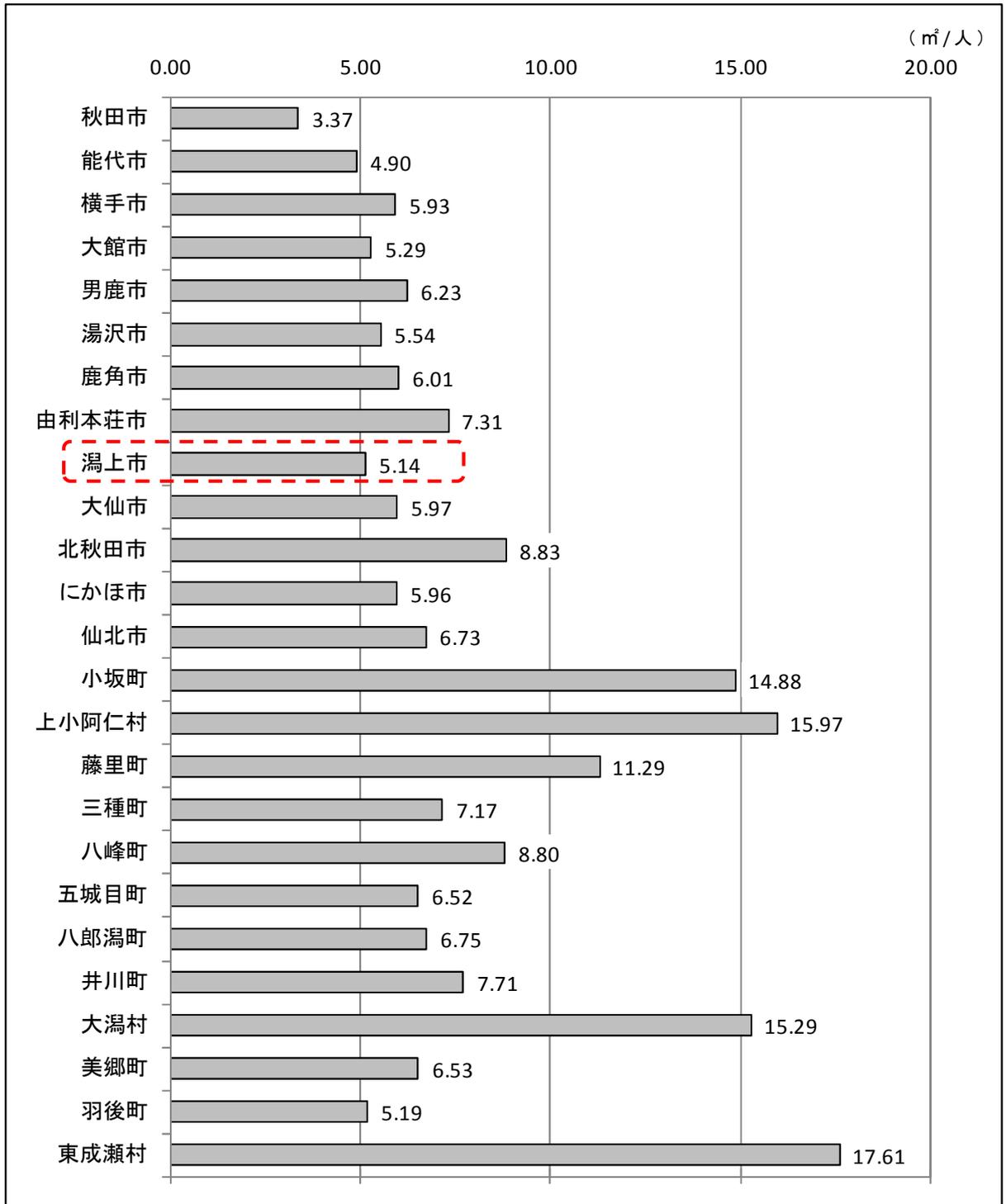
資料

延べ床面積：行政財産のうち建物延面積・平成26(2014)年度末現在高(公共施設状況調経年比較表_決算年度)

住基人口：平成26年1月1日住民基本台帳人口(住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査)

※延べ床面積には行政財産の数値を使用しており、普通財産は含んでいません。

図7 人口一人当たりの建物系施設の延べ床面積



(4) インフラ施設の状況

本市のインフラ施設の保有量は調査した結果平成28年3月末現在で、以下のとおりとなっています。

① 道路

区分	1級幹線	2級幹線	その他	市道計	自転車歩行者道
実延長(m)	60,026	40,949	297,435	398,410	38,454
道路面積(㎡)道路部	476,529	277,447	1,557,909	2,311,885	108,176

② 橋りょう

区分	PC ^(注5) 橋	RC ^(注6) 橋	鋼橋	計
橋りょう数	28	120	14	162
延長(m)	384	851	416	1,651
面積(㎡)	2,282	4,608	2,441	9,331

③ 上水道

上水道施設は、平成22(2010)年に上水道と簡易水道を統合しており、2箇所の水源地(浄水場にあるものを除く)と3箇所の配水池、浄水場が6施設、ポンプ場が4施設及び配水場が2施設あります。さらにダム、滅菌室、送水場、計量場をそれぞれ1施設ずつ有しており、上水道管は種別に以下のとおりとなっています。

種別	導水管	送水管	配水管
延長(m)	4,764	5,399	265,818

④ 下水道

下水道施設は農業集落排水処理施設1施設を豊川地区に、ポンプ施設1施設を羽立地区に設置・管理しており、下水道管は種別に以下のとおりとなっています。

種別	コンクリート管	塩ビ管	その他
延長(m)	25,777	205,930	6,542

⑤ その他

その他、都市・農村公園(36箇所)、防火水槽(302箇所)のインフラ施設を保有しています。

(注5) PC(プレストレスト・コンクリート)：あらかじめ計画的に圧縮応力度(プレストレスト)を与えることにより、荷重によって生じる引張応力と相互に消しあうように設計施工されたコンクリートをいいます。

(注6) RC(鉄筋コンクリート)：コンクリートと鉄筋とが一体となった構造で、コンクリートは圧縮に強く、鉄筋は引っ張りに強くなり、耐久性・耐震性のある構造物となります。

4. 財政状況と中長期見通し

(1) 普通会計決算の状況

① 歳入

表6 平成27年度普通会計歳入決算

(単位:千円、%)

区 分	平成27年度				平成26年度		
	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	構成比	
自主財源	市 税	2,567,331	15.1	519	0.0	2,566,812	14.6
	使用料・手数料	323,489	2.0	△ 7,364	△ 2.2	330,853	2.0
	繰 入 金	672,546	4.0	189,055	39.1	483,491	0.2
	繰 越 金	872,453	5.1	161,237	22.7	711,216	3.2
	そ の 他	247,508	1.4	34,290	16.1	213,218	1.3
	小 計	4,683,327	27.6	377,737	8.8	4,305,590	21.3
依存財源	地方譲与税	137,867	0.8	6,159	4.7	131,708	0.8
	各種交付金	630,791	3.7	257,287	68.9	373,504	1.7
	地方特例交付金	15,283	0.1	△ 60	△ 0.4	15,343	0.1
	地方交付税	6,460,263	38.1	△ 88,542	△ 1.4	6,548,805	38.1
	国庫支出金	1,858,952	11.0	△ 50,487	△ 2.6	1,909,439	14.8
	県支出金	912,845	5.4	△ 16,228	△ 1.7	929,073	5.9
	市 債	2,246,200	13.3	△ 3,698,900	△ 62.2	5,945,100	17.3
小 計	12,262,201	72.4	△ 3,590,771	△ 22.7	15,852,972	78.7	
合 計	16,945,528	100.0	△ 3,213,034	△ 15.9	20,158,562	100.0	
一 般 財 源	9,808,034	57.8	175,003	1.8	9,633,031	55.3	

平成27年度の歳入決算額は約169億円で、平成26年度と比較して約32億円の減となりました。これは市役所庁舎整備事業が終了したことにより、市債の借り入れが減少したことが主な理由です。

歳入決算額は合併以降、平成20年度まで120から130億円台で推移していましたが、その後増加し平成21年度は140億円台、平成23年度は150億円台、平成25年度は170億円台で推移し、平成26年度で200億円台となり過去最大となりました。

平成27年度歳入決算額の主なものは、市税が約25.7億円で全体の15.1%、地方交付税が64.6億円で全体の38.1%を占めています。また地方交付税は、平成25年度以降は減少傾向にあります。

歳入構造は平成 27 年度決算で自主財源^(注7)が約 46.8 億円で全体の 27.6%、依存財源^(注8)が約 122.6 億円で全体の 72.4%を占めており、依存財源により成り立っていることが分かります。依存財源の 52.7%を地方交付税が占めており、地方交付税への依存度が高いことが本市の財政上の大きな課題となっています。

② 歳出

表7 平成 27 年度普通会計歳出決算

(単位:千円、%)

区 分	平成 27 年度				平成 26 年度	
	決 算 額	構成比	増減額	増減率	決 算 額	構成比
義 務 的 経 費	7,120,840	44.4	150,544	2.2	6,970,296	36.2
人 件 費	2,901,790	18.1	54,839	1.9	2,846,951	14.8
扶 助 費	2,575,205	16.1	45,386	1.8	2,529,819	13.1
公 債 費	1,643,845	10.2	50,319	3.2	1,593,526	8.3
物 件 費	2,000,924	12.5	455,192	29.4	1,545,732	8.0
維 持 補 修 費	216,640	1.3	△ 43,459	△ 16.7	260,099	1.3
補 助 費 等	1,586,098	9.9	176,348	12.5	1,409,750	7.3
普 通 建 設 事 業 費	2,462,877	15.4	△ 3,525,333	△ 58.9	5,988,210	31.1
補 助 事 業	411,921	2.6	△ 339,798	△ 45.2	751,719	3.9
単 独 事 業	2,050,956	12.8	△ 3,185,535	△ 60.8	5,236,491	27.2
災 害 復 旧 事 業 費	0	0.0	△ 57,793	△ 100.0	57,793	0.3
補 助 事 業		0.0	△ 47,746	△ 100.0	47,746	0.2
単 独 事 業		0.0	△ 10,047	△ 100.0	10,047	0.1
繰 出 金	1,982,344	12.4	97,635	5.2	1,884,709	9.8
積 立 金	496,342	3.1	△ 593,178	△ 54.4	1,089,520	5.6
そ の 他	155,662	1.0	75,662	94.6	80,000	0.4
合 計	16,021,727	100.0	△ 3,264,382	△ 16.9	19,286,109	100.0

平成 27 年度の歳出決算額は約 160 億円で、平成 26 年度と比較して約 33 億円の減となりました。これは、市役所庁舎整備事業が終了したことにより、普通建設事業^(注9)費が減少したことが主な理由です。

歳出決算額は合併以降、平成 20 年度まで 120 億円台で推移していましたがその後増加し、平成 21 年度は 130 億円台、平成 24 年度までは 140 億円台、平成 25 年度は 160 億円台で推移し、平成 26 年度で 190 億円台となり、過去最大となりました。

(注7) 市税、使用料や手数料など自らの権限で収入しうる財源をいいます。

(注8) 国庫支出金や県支出金など国等を経由する財源や用途先の裁量が制限されている財源をいいます。

(注9) 道路、学校、保育所など公共施設等の新規整備や大規模改修をいいます。

これは平成 21 年度以降、国の経済対策や合併後の各種計画が実施段階に移り普通建設事業費が増加したことによるもので、市役所庁舎整備事業により平成 26 年度にピークを迎えました。

平成 27 年度歳出決算額の主なものは、義務的経費^(注10)が約 71.2 億円で全体の 44.4% を占めており、前年度比 2.2% の増となっています。依然として高い水準にあり財政の硬直化が続いているといえます。

(2) 歳入の中長期見通し

普通交付税は合併算定替えの終了により平成 27 年度から 5 年間で段階的に削減され、平成 32 年度には平成 26 年度と比較して約 8 億円削減されるものと見込んでおり、今後削減を見据えた行財政運営をする必要があります。予算規模は中期的には 130 億円台、長期的には合併当初の 120 億円台の水準になると見込んでいます。

歳入の中期見通しとして、市税については景気が穏やかな回復基調が続いているものの、人口減少に歯止めがかからない状況であることから、今後も大きな伸びは見込めないと推測しています。

市債は合併特例債事業等を事業計画に基づいて行っており、平成 29 年度が市債残高のピークになると見込んでいます。

(3) 歳出の中長期見通し

歳入の減少により歳出の更なる削減に努める必要があります。平成 17 年の合併以降分庁方式で業務を行ってきましたが、平成 27 年 5 月から新庁舎での業務がスタートし、抜本的な行政組織の改編や見直しに着手できる環境が整っており、さらなる行財政運営の効率化を図る必要があります。

中期的には、扶助費は高齢化の進行から増加を見込んでおり、普通建設事業費は合併特例債事業等を事業計画に基づいて行い、事業として小中学校の大規模改修事業を実施する予定であり、平成 31 年度までは合併特例債の活用により、ある程度の規模になるものと見込んでいます。

また、公債費は合併特例債事業等実施により増加し、平成 32 年度が元利償還額のピークとなり、その後減少するものと見込んでいます。

^(注10) 職員給料や議員報酬の人件費、生活保護費や児童手当などの扶助費、借入金の返済するための公債費をいいます。政策判断による裁量的経費とは異なり、主に法律などにより支出が義務づけられている経費をいいます。

5. 将来更新費用の推計

(1) 建物系施設

今後40年間、耐用年数経過後においてもこのまま同規模の延べ床面積ベースで更新するものとし、築30年経過で大規模改修、築60年経過で建て替えを実施するものと仮定し、将来更新費用の推計を行っています。

また試算時点で築31年以上50年未満経過の施設について、平成27(2015)年度から10年間で均等に大規模改修を、築60年を超えている施設についても、平成27年度から10年間で均等に建て替えを実施するものと仮定し、推計を行っています。

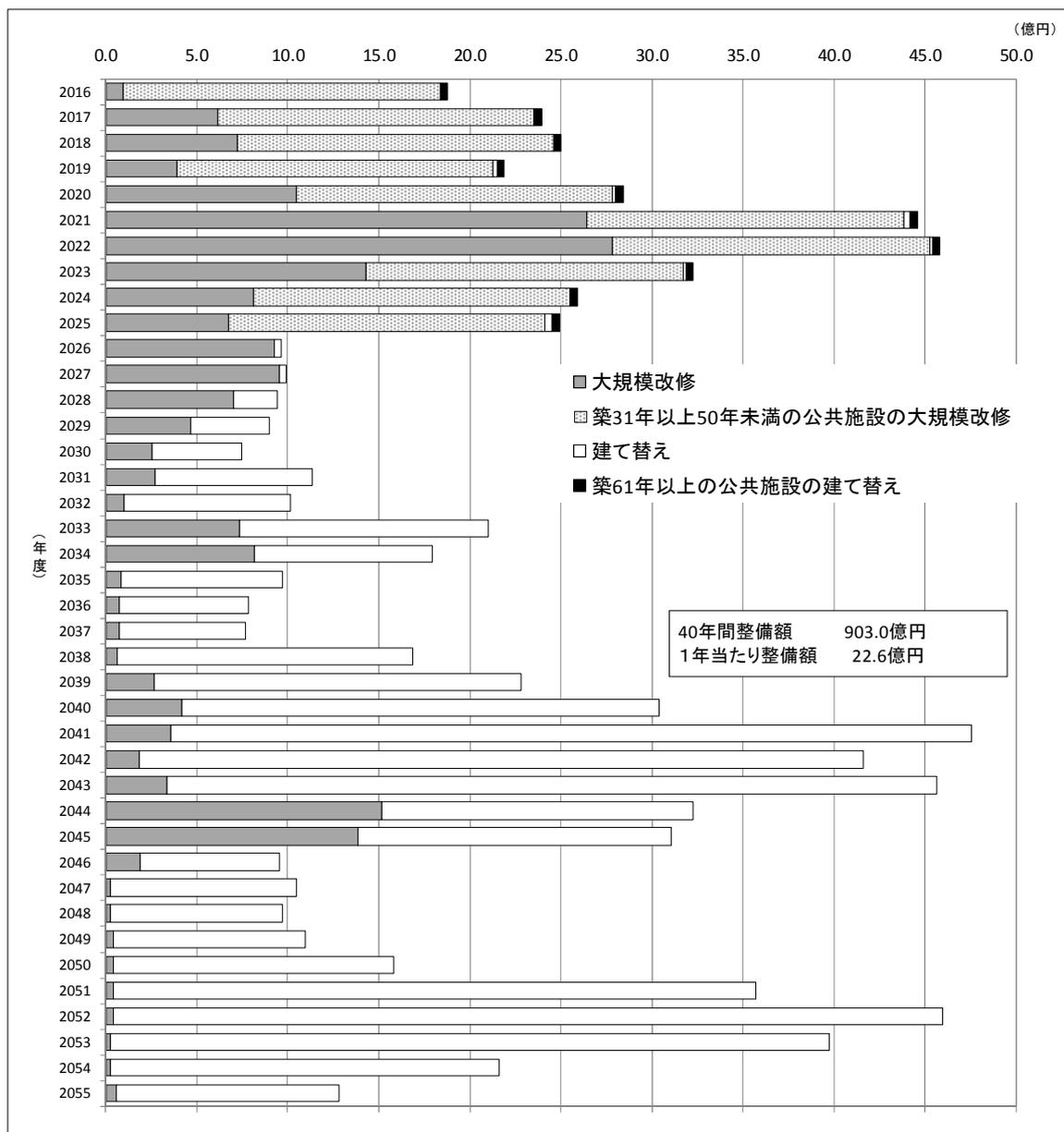
表8 公共建築物の更新推計に用いる単価表

建物系施設種別	市民文化系施設 社会教育系施設 行政系施設	スポーツ・レクリエーション系施設 保健・福祉施設 供給処理施設 その他施設	学校教育系施設 子育て支援施設 公園	公営住宅
更新期間(年)	60			
更新単価(万円/㎡)	40	36	33	28
改修期間(年)	30			
改修単価(万円/㎡)	25		17	

※総務省が提供している公共施設等更新費用試算ソフトより

改修単価は、更新単価の約6割

図8 建物系施設全体における40年間の更新費用の試算結果



平成 28 年 3 月末現在所有する建物系施設すべてを大規模改修及び建て替えを実施するものと仮定し試算した結果、今後 40 年間で 903 億円の費用が必要になるとの試算結果が出ました。試算期間における年平均費用は 22.6 億円となります。

さらに年度別にみると、平成 33 (2021) 年度から平成 35 (2023) 年度、平成 53 (2041) 年度から平成 55 (2043) 年度及び平成 63 (2051) 年度から平成 65 (2053) 年度にそれぞれ集中しているのが分かります。

そして平成 34 年度は大規模改修のピークが、平成 53 年度及び平成 64 年度には建て替えのピークを迎えるとの試算結果となりました。

しかしながら、適切な維持管理等の措置を講じている場合もあり、一概に試算した結果どおりとなるわけではありませんが、今後の本市の財政状況等を考慮すると長期的な財源の確保だけでなく、短期的な財源の確保についても懸念されます。

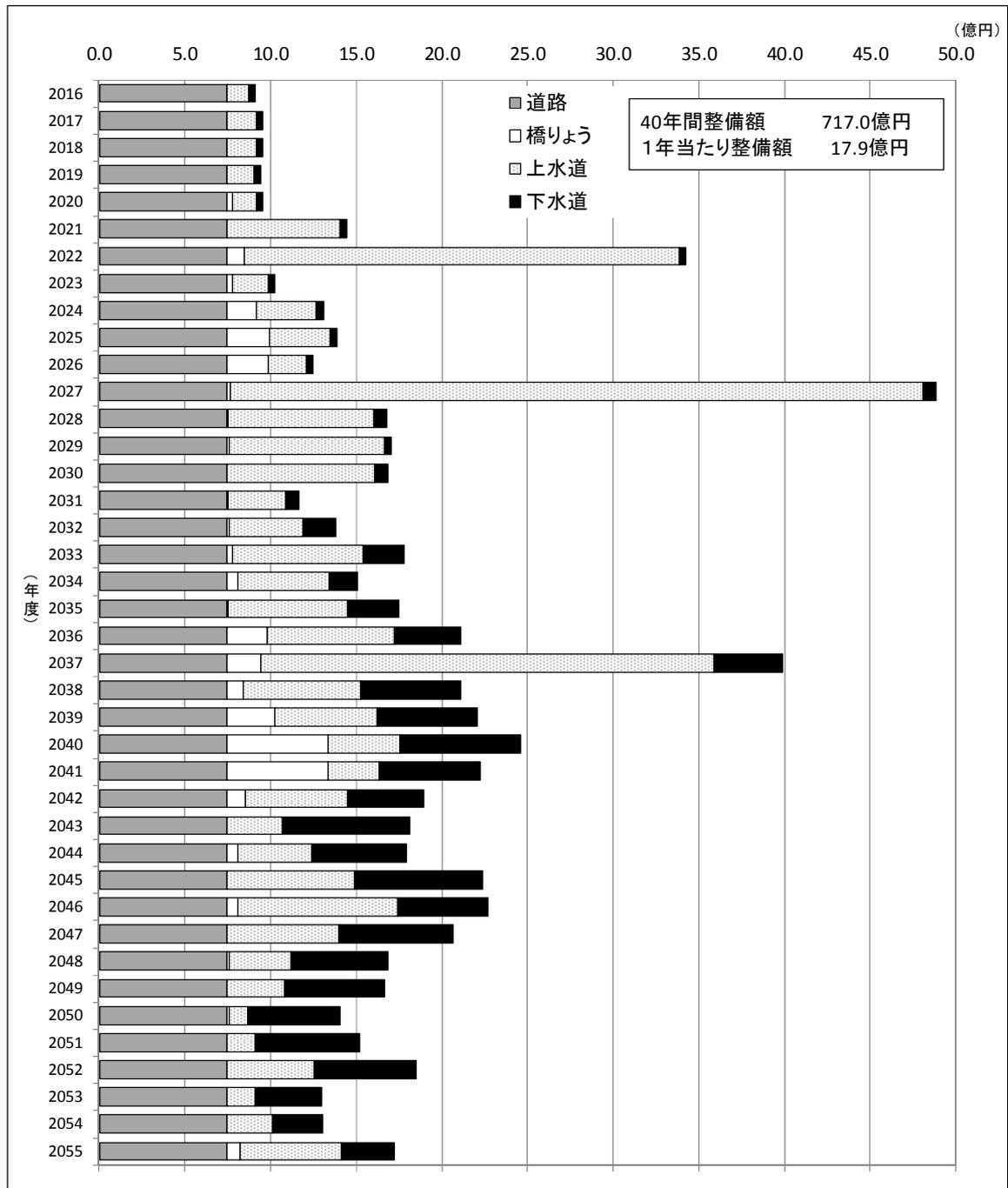
(2) インフラ施設

道路は既整備面積を更新期間で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し更新単価を乗じることで、橋りょうについては面積に構造別の更新単価を乗じることで、上下水道管は管径別延長に更新単価を乗じることで、更新費用を試算しています。

表9 インフラ施設の更新推計に用いる単価表

インフラ施設	更新期間(年)	更新単価																					
道路	15	一般道路 4,700 円/㎡ 自転車歩行者道 2,700 円/㎡																					
橋りょう	60	鋼橋 50 万円/㎡ それ以外 42.5 万円/㎡																					
上水道	40	導水管/送水管 <table border="1"> <tr> <td>300 mm未満</td> <td>10 万円/m</td> </tr> <tr> <td>300 mm～500 mm未満</td> <td>11.4</td> </tr> <tr> <td>500 mm～1,000 mm未満</td> <td>16.1</td> </tr> <tr> <td>1,000 mm～1,500 mm未満</td> <td>34.5</td> </tr> </table> 配水管 <table border="1"> <tr> <td>150 mm以下</td> <td>9.7 万円/m</td> </tr> <tr> <td>200 mm以下</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>250 mm以下</td> <td>10.3</td> </tr> <tr> <td>300 mm以下</td> <td>10.6</td> </tr> <tr> <td>350 mm以下</td> <td>11.1</td> </tr> <tr> <td>400 mm以下</td> <td>11.6</td> </tr> </table>		300 mm未満	10 万円/m	300 mm～500 mm未満	11.4	500 mm～1,000 mm未満	16.1	1,000 mm～1,500 mm未満	34.5	150 mm以下	9.7 万円/m	200 mm以下	10	250 mm以下	10.3	300 mm以下	10.6	350 mm以下	11.1	400 mm以下	11.6
300 mm未満	10 万円/m																						
300 mm～500 mm未満	11.4																						
500 mm～1,000 mm未満	16.1																						
1,000 mm～1,500 mm未満	34.5																						
150 mm以下	9.7 万円/m																						
200 mm以下	10																						
250 mm以下	10.3																						
300 mm以下	10.6																						
350 mm以下	11.1																						
400 mm以下	11.6																						
下水道	50	下水道管 <table border="1"> <tr> <td>250 mm以下</td> <td>6.1 万円/m</td> </tr> <tr> <td>251～500 mm</td> <td>11.6</td> </tr> <tr> <td>501～1,000 mm</td> <td>29.5</td> </tr> </table>		250 mm以下	6.1 万円/m	251～500 mm	11.6	501～1,000 mm	29.5														
250 mm以下	6.1 万円/m																						
251～500 mm	11.6																						
501～1,000 mm	29.5																						

図9 インフラ施設全体における40年間の更新費用の試算結果



道路、橋りょう、上下水道などのインフラ施設についても建物系施設と同様、耐用年数を考慮した場合、更新・改修等が必要となります。

平成28年3月末現在のインフラ施設すべてを耐用年数経過後に更新したと仮定し試算した結果、今後40年間の更新費用の推計額は717億円で、試算期間における年平均費用は年間17.9億円となります。

そして年度別にみると、平成34(2022)年度、平成39(2027)年度及び平成49(2037)年度でそれぞれピークを迎えているのが分かります。

第3章 公共施設等の管理の基本方針

1. 現状や課題に関する基本認識

(1) 人口減少および少子高齢化による公共施設等に対するニーズの変化

先に述べているとおり将来本市の人口は、社人研の推計では、平成37(2025)年までに29,452人に減少するものと予測しており、また、潟上市人口ビジョンにおいても、平成37年までに30,205人まで減少するものと予測しています。

今後、生産年齢人口の減少や老年人口の増加が予想され、少子高齢化の進行が見込まれます。地域によって人口の増減や世代構成等の変化も見込まれるため、状況変化に合わせた見直し、既存公共施設等の有効活用や新規整備を通じ、市民ニーズに適切に対応する必要があります。

(2) 公共施設等の老朽化

昭和50年代から60年代にかけて整備した施設がすでに大規模改修の時期を迎えていること、また旧耐震基準が適用されていた昭和56年以前に整備された建物系施設が延べ床面積で約37%にのぼっていることを考慮すると、安全性の確保を図る必要があります。

学校施設はすでに耐震補強や老朽化対策を実施していますが、今後は他の施設の建て替えや大規模改修の実施可能性の有無を調査し、施設の状態を確認する必要があります。

(3) 合併に伴う公共施設等の重複及び分散配置

隣接し機能が重複又は地理的に集中している施設については、重複の解消や再編など、今後公共施設等の適切な配置を検討する必要があります。

本市は旧3町が合併し誕生した地方公共団体であり、同時期に類似の建物系施設が整備されていることもあり、今後市民ニーズに対応しつつ適正な規模に再編していくことが重要となります。

(4) 公共施設等への投資額（財源）

本市が所有する公共施設等すべてを適切に維持管理する場合、管理に係る経常的費用などを含め毎年一定の費用が必要となります。

公共施設等の建て替えや維持管理に要する財源の確保には限界があり、今後、維持管理費用も含めた公共施設等全体の方針を検討する必要があります。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後さらなる人口減少及び少子高齢化を想定し、建物系施設の延べ床面積を平成28年3月末時点から、概ね5%削減する目標とします。

しかしながら、現在に災害時の避難施設に指定されている施設もあり、具体的な統廃合や更新などの方針は施設の種類ごとに個別計画に委ねることとします。

また人口減少社会を見据えた効率的・効果的な施設管理を図るためにも、類似施設別に今後の方針を検討し、市民の利便性の向上が見込まれる施設については、更新等の方針を検討します。

合併後12年が経過し、今後は本市全体の公益性の向上を目標とし、限られた財源の中でどの施設を重点的に投資(整備)するのか決定することを目指します。

以下、公共施設等の管理に関する具体的な方針を示します。

(1) 点検・診断等の実施方針

- 現在実施している定期点検を引き続き適切に行っていきます。
- 劣化診断等を実施し、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況及び管理状況を把握していきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 施設の重要度や劣化状況に応じた長期的視点のもと、優先度の高い施設から対応していきます。
- 維持管理費用の財源を捻出するため、使用料など受益者負担の見直しを検討していきます。
- 施設カルテ^(注11)により維持管理費用や大規模改修に関する情報を収集しつつ、課題を適時把握し、今後の修繕計画などの判断材料とします。
- 指定管理者制度などを活用し、維持管理費用の削減を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

- 避難施設の指定の有無、より多くの利用実績があるかなどの複数の視点から優先度を決定していきます。
- 耐震性に問題のある施設や老朽化が著しい施設など今後維持していくことが困難と思われる施設について、供用廃止など使用制限や解体を検討します。

(注11) 施設ごとに、施設の基本的な情報例えば所在地や設置目的等、また利用状況やコスト情報を取りまとめたものをいいます。

(4) 耐震化の実施方針

- 潟上市耐震改修促進計画<第2期計画>(平成28年3月)により次の建築物を優先的に耐震化に着手すべきものとし、計画的に耐震化が図ることができるよう取り組んでいきます。
 - (i) 潟上市地域防災計画に指定された防災施設及び避難施設
 - (ii) 文教施設
 - (iii) 潟上市地域防災計画に指定された緊急輸送道路沿道の建築物
 - (iv) 緊急輸送道路以外で避難路となる可能性の高い幅6メートル以上の公道で、潟上市地域防災計画に指定された避難施設等に至る道路沿いの建築物

(5) 長寿命化の実施方針

- 更新費用の削減と平準化を図るため、予防保全型^(注12)の視点に立った維持修繕や改善計画を定め、適切な維持管理に努めます。
- 対症療法型^(注13)から予防保全型への転換、耐久性の向上等の改善を実施することにより、公共施設等の長寿命化と改修等費用及び維持修繕費用の削減を図ります。
- 定期点検の充実を図り老朽化による事故等を未然に防ぐとともに、修繕改善の効率的実施につなげます。
- 修繕積立金など特定目的基金の設置等、今後発生する修繕費用などの財源確保の手法を検討します。

(6) 統合や廃止の推進方針

- 少子高齢化や人口減少など人口動態の変化に対応した公共施設等の再編を検討・推進していきます。
- 当該公共サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能かどうか、また民間に代替可能かどうかなど、公共施設等と公共サービスの関係について十分に留意していきます。
- インフラ施設についても必要性を十分精査し、将来の維持管理費用や改修コストを見据えた事業展開を検討していきます。
- 公共施設の多機能・複合化^(注14)や集約化などの可能性を検討・推進していきます。

(注12) 損傷の推移を適切に予測し事故の発生を未然に防ぐ手法をいいます。

(注13) 損傷が発生してから対応する手法をいいます。

(注14) 1つの建物の中に複数の行政機能を持たせることをいいます。

第4章 施設類型ごとの施設の基本的な方針

1. 建物系施設の基本方針

(1) 集会施設

○ 現状・課題に対する基本認識

本市にある地域の集会施設として役割を担っている施設は、全体で100近くにのぼります。その中には、合併前に国の補助を受けて整備し、また所管部署についても当時の関係部署からそのまま引き継いでいる状況となっている施設もあります。

さらに集会所、児童館、分館など名称の統一も図られていないため、市民からは分かりにくいといった指摘もされています。

○ 管理に関する基本的な考え方

本市では集会施設の再編・整理を具現化した「潟上市地域集会施設整備計画(仮称)」の策定を目指し、平成27年度より関係部署間で検討・協議を行っており、市民負担の公平性、平等性の確保に立った見直しと管理体制の一本化による効率的・計画的な管理の実施に取り組んでいきます。

また、自治会単位の施設から、地域コミュニティの核としての機能を有している施設までその役割を明確にしつつ、人口減少に対応した集会施設の今後の方針を検討していきます。

さらに、指定管理者制度などを活用し、維持管理費の削減を図ります。

(2) 文化施設

○ 現状・課題に対する基本認識

本市には3つの公民館がありますが、天王公民館は昭和44年に開設され築47年を経過し老朽化が著しい施設の1つです。また、飯田川公民館についても昭和56年に整備され冷暖房機器など電気機械設備の故障等が目立ってきており、今後は昭和公民館も含めた本市全体としての公民館の管理運営のあり方について検討する必要があります。

また、資料館としては、郷土文化保存伝習館(以下「伝習館」という。)や八郎潟漁撈用具収蔵庫(以下「収蔵庫」という。)があります。伝習館には、石川理紀之助翁の遺著や収集物のほか、郷土の歴史・民俗・産業に関するさまざまな資料を、また収蔵庫には干拓事業が行われる前の八郎湖で行われていた独特かつ多彩な漁法による当時の漁業の様子を伝える貴重な資料を保存・展示していますが、いずれも施設が老朽化しており、市の文化財の保護・保存が今後の課題となっております。

以上のことを踏まえ、社会教育・文化財の両面において、今後、施設の更新・改修が必要となります。

○ 管理に関する基本的な考え方

公民館の整備を検討するに当たって、新たな市民交流の場として芸術文化の展示や発表が可能となるような複合機能を持ち合わせた文化会館的施設の整備を検討する必要があります。

この他、伝習館などについても、郷土の歴史文化に対する理解を広く深めてもらうためにも貴重な資料・収蔵物等を保存・展示可能な施設の整備、また老朽化が進む施設については統廃合も含め、社会教育と文化財の施設整備を総合的に検討していきます。

(3) 図書館

○ 現状・課題に対する基本認識

図書館は、潟上市図書館を中心に、昭和地区に昭和分館を、飯田川地区と追分地区には公共施設内に図書分館をそれぞれ設置し、市民が必要とする資料やあらゆる種類の知識・情報を入手できるよう収集・保存に努め、市民の閲覧に供していきます。

現在、潟上市図書館は築30年を超え、老朽化が進んでおり、配管設備や電気設備を含めた大規模改修が必要となっています。

○ 管理に関する基本的な考え方

潟上市図書館及び図書分館は老朽化が進んでいるため、大規模改修の検討と定期的な点検や修繕などの実施により、適切な維持管理に努めていきます。

(4) スポーツ施設

○ 現状・課題に対する基本認識

屋内体育施設は天王総合体育館をはじめ大規模な施設から中規模のものまで、そのほとんどが築年数30年以上経過しています。また、これらの体育施設は避難所として機能する面からも耐震対策が必要となっています。

特に、野球場など屋外体育施設については、築年数40年以上の施設がほとんどとなっており、大規模改修が必要となっています。

○ 管理に関する基本的な考え方

施設の利用状況や地域のバランスなどを総合的に勘案し再配置を検討していきます。

体育館などの施設については、今後、集約化や指定管理制度を活用することで、維持管理費用の削減を目指すほか、柔道場や剣道場、その他体育施設（昭和介護予防センター）は、立地条件や管理状況を踏まえ、その管理体制を見直します。

(5) レクリエーション・観光施設

○ 現状・課題に対する基本認識

本市は、観光施設の位置づけとなっている道の駅てんのう（グリーンランド）や道の駅しょうわ（ブルーメッセ）に、天王温泉くらら、食菜館くららやブルーメッセあきたなど人々が集まり交流できる施設を整備してきました。

しかしながら、建設から年数も経っており、建物及び設備関係の老朽化の進行が懸念されます。

○ 管理に関する基本的な考え方

各道の駅に整備した施設は日常的に来場者が多い施設であり、また道の駅を観光拠点の中心としてきたため、より一層地域活性化に寄与できるよう今後の施設の管理運営方法などその方針を検討していきます。

(6) 学校

○ 現状・課題に対する基本認識

小中学校は平成17年度より耐震補強及び大規模改修を実施してきました。特に東日本大震災で被災された市町村において、学校施設が被災し避難所施設としての機能に著しい支障が生じたとの報告を受けて、本市では優先的に学校施設の改修を実施してきました。

○ 管理に関する基本的な考え方

今後は、教育環境の変化に対応しつつ、長寿命化を図ることができるよう事業の実施を検討します。また、児童生徒の学校生活の安全安心の確保及び向上を図るため、対症療法型から予防保全型への転換を目指します。

(7) 幼保・こども園

○ 現状・課題に対する基本認識

平成21年4月に策定した「潟上市幼保一体化施設基本計画」に基づき、平成22年度に追分保育園と追分乳児保育園を統合した「追分保育園」を、平成23年度には出戸幼稚園を幼保一体施設「出戸こども園」に整備しました。

また昭和地区にこども園の整備に向けて動き出しています。

○ 管理に関する基本的な考え方

今後もこの計画に基づき、子どもが安全に園生活を送ることができるよう、施設の老朽化の進行度合いや各地域の乳幼児の人数を考慮し、天王地区3園、昭和地区1園、飯田川地区1園との考えのもと、園の整備を進めていきます。

特に保護者の就労・通勤状況を配慮しつつも、一番の目的である子どもの成長に寄

与することのできるよう、その運営方法等について検討していきます。

（８）幼児・児童施設

○ 現状・課題に対する基本認識

子育て支援センターは、こども園及び保健センター内に設置しています。また、放課後児童クラブは、学校敷地内・学校の余裕教室や集会施設及び児童館を活用しています。

児童館については、追分地区児童館、昭和中央児童館、若竹児童センターに児童厚生員を配置していますが、各地区拠点施設は老朽化により、今後、改修整備が必要です。

○ 管理に関する基本的な考え方

原則、子育て支援センターや放課後児童クラブについては、既存施設を活用した運営及び学校敷地内への設置を検討していくとともに、乳幼児や児童の安全な居場所の確保と安心して過ごせる環境づくりに努めていきます。

児童館については、老朽化により大規模改修が予想されるため計画的な改修を行うほか、若竹児童センターは老朽化により廃止か解体を検討します。

（９）高齢福祉施設・保健施設・その他社会福祉施設

○ 現状・課題に対する基本認識

昭和デイサービスセンターは指定管理者制度を導入し運営していますが、施設については、築年数 20 年を経過しており、今後は民間企業との競合等社会環境を踏まえ、検討する必要があります。

保健センターについては、天王・飯田川地区にそれぞれ 1 つずつ整備されており、天王保健センターは、天王子育て支援センターが併設されています。飯田川保健福祉センターは、入浴設備がある施設で、経年劣化により近年は維持修繕費が増加傾向にあります。

天王福祉センターは、天王出張所や社会福祉協議会天王センターが併設されています。その他、飯田川社会福祉会館及び飯田川高齢者生きがい対策創作館については築年数が相当経過しており、老朽化が著しい施設の 1 つです。

○ 管理に関する基本的な考え方

民間企業との競合関係にある施設については、譲渡などを含めてその運営方法を、保健センターなどは今後の複合化や集積化の可能性を、また老朽化の著しい施設については解体廃止等を検討していきます。

(10) 庁舎等

○ 現状・課題に対する基本認識

平成 27 年 5 月より分庁方式から本庁方式へ移行し、旧天王庁舎以外は出張所として活用しています。また、旧天王庁舎はすでに解体しています。

旧昭和庁舎は昭和地区にある保育園 3 園を統合し幼保一体施設となる予定であり、旧飯田川庁舎は現在ある出張所機能の他に、社会福祉協議会等外部団体が庁舎の一部スペースを活用しています。

○ 管理に関する基本的な考え方

本庁舎は、災害時の拠点となることを踏まえ、今後適切な維持管理に努めていきます。また出張所施設は公共サービスを維持できるよう、今後複合化・集約化施設の整備の可能性も含めて検討していきます。

(11) 公営住宅

○ 現状・課題に対する基本認識

市営住宅は現在、昭和 40 年代後半から昭和 50 年代前半にかけて供給されたものが更新時期を迎えていると考えられます。

今後は老朽化が進行する中、建て替え費用や維持管理費用の負担を踏まえ供給量の調整や民間委託の導入など、整備方針や運営方法について検討する必要があります。

○ 管理に関する基本的な考え方

既存施設の計画的な修繕改修により長寿命化を図り、効率的で効果的な維持管理の実施を検討します。

特に十分な安全性や居住性（住みやすさ）を確保するため、長期活用を図るべき住棟については、予防保全型への切り替えを検討していきます。

安全性の確保が困難な住棟については新規貸し出しの停止、また解体を含めて検討していきます。

(12) 供給処理施設

○ 現状・課題に対する基本認識

本市には、一般廃棄物処理施設であるクリーンセンターや最終処分場、し尿処理施設である昭和衛生センターや飯田川衛生センターがあります。

クリーンセンターは、平成 24 年度から 25 年度の 2 年間をかけて基幹改良工事を実施しており、平成 40 年まで延命化が図られる予定です。

昭和衛生センターと飯田川衛生センターは、市内各地で下水道整備が進んだことや

人口減少などで、汚泥の発生量が減少したことにより男鹿地区衛生一部事務組合と統合し、同組合衛生センターへ搬入しており、昭和衛生センターは平成 24 年から、飯田川衛生センターは平成 18 年から休止状態となっています。

○ 管理に関する基本的な考え方

クリーンセンターは基幹改良工事を実施した結果、延命化が図られていますが、今後は次の更新に向けて、ごみ処理の運営方針を含め検討していきます。

最終処分場は埋立終了を見据えて、今後の方針を検討していきます。また、両衛生センターは現在休止中であり、解体廃止等を含め検討していきます。

(13) 消防防災関連施設

○ 現状・課題に対する基本認識

天王コミュニティ防災センターは、近年利用団体が主に体育活動団体やスポーツ少年団等に固定化されており、使用目的が会議や合宿等となっています。また建物の経年劣化も目立ってきています。

消防団器具庫については、昭和 40 年代から 50 年代に整備した古い施設を中心に石油貯蔵施設立地対策等交付金を活用し、随時建て替えを実施しています。交付金等財源を確保し、計画的な整備を図っています。

○ 管理に関する基本的な考え方

天王コミュニティ防災センターについては、避難所施設の性格も有していることから適正な施設の維持管理に努めます。

消防団器具庫については今後も財源を確保しつつ、順次更新していくものの、消防団の統廃合を見据えた建物の活用方法についても今後検討していきます。

(14) その他施設

○ 現状・課題に対する基本認識

車庫・倉庫は、天王地区や昭和地区及び飯田川地区それぞれにあり、除雪車や園バスなどを保管しています。本庁舎には 3 つの車庫棟がありますが、車庫や文書保管庫として使用しています。車庫及び倉庫の中には老朽化により今後大規模改修などの対応が必要になってくるものと考えられます。

駐輪場・公衆トイレは、市内にある各駅に設置しています。今後老朽化が進んでいく中、大規模改修などの対応が必要になってくると考えられます。

○ 管理に関する基本的な考え方

車庫・倉庫は、適切な維持管理に努めつつ、建て替えを見据えた今後の方針を検討します。駐輪場・公衆トイレは、駅利用者のサービス向上を担っているため、今後も適切な維持管理に努めていきます。また、旧八郎潟ハイツは解体し、跡地を防災と健

康づくりの拠点施設とするため、整備に向け動き出しています。

2. インフラ施設の基本方針

(1) 道路

○ 現状・課題に対する基本認識

道路は経済活動や市民生活において重要な生活インフラとしての機能を有しており、安全を確保するためにも、今後も適切な維持管理を実施していく必要があります。

しかしながら、維持管理等に伴う負担は増加することが見込まれるため、交通量等の要素も含め、今後の方針を検討する必要があります。

○ 管理に関する基本的な考え方

市道の整備は本市の財政状況を踏まえ、緊急性及び重要性等を勘案し、今後の方針を検討していきます。

特に既存の道路については、交通状況等や災害対策の観点から維持修繕はもちろんのこと、コストの縮減を目指して計画的かつ予防保全型の取り組みの実施により、道路の安全確保を目指します。

(2) 橋りょう

○ 現状・課題に対する基本認識

本市が管理する橋りょうは162橋あり、平成42(2030)年には138橋(約85%)が供用後50年以上経過することになります。

今後急速に老朽化が進行することが予想され、従来型の損傷が重大になってからの修繕対応となる対症療法型の維持管理では更新改修費用が嵩む可能性があり、適切な対応が困難になる恐れがあります。

○ 管理に関する基本的な考え方

橋りょうの保全を図るため、5年に1回の定期点検による現状の把握から安全性や緊急性又は重要度等を勘案し、「潟上市長寿命化修繕計画」に基づき、損傷や劣化が進行する前に適切な対応を行う予防保全型の手法を取り入れ、安全確保を目指しつつ、長期的な維持管理費の削減を目指します。

(3) 上水道

○ 現状・課題に対する基本認識

本市の水道設備の中には、老朽化の進行により大規模改修や更新の時期を迎えたものも存在しています。

平成22年3月に「潟上市地域水道ビジョン」を策定し、少子高齢化による人口減少

に伴う料金収入の減少への対応や、安全安心な水の供給、災害時にも安定した給水を行うための施設水準の向上等に向けた取り組みをしていますが、今後も浄水場や老朽化が心配される配水管の更新などの検討を行う必要があります。

○ 管理に関する基本的な考え方

水道は市民生活に直結する重要なインフラのひとつであり、安心安全で安定的な供給を行うため適切な維持管理を行います。耐用年数などその施設の状況を把握し、施設の統合による維持管理費の削減を目指します。

さらに、「潟上市地域水道ビジョン」及び「潟上市水道事業経営戦略」に基づき、財務状況を勘案しつつ配水管などの更新を計画的に進めていきます。

(4) 下水道

○ 現状・課題に対する基本認識

下水道も上水道と同様に市民生活に必要な不可欠なものです。昭和53年から始まった本市の生活排水処理設備の整備事業はまもなく終了を迎えますが、初期に整備した管きよは供用後すでに30年を経過しており、今後は老朽化が懸念されている管きよの更新や耐震化の対応を検討する必要があります。

○ 管理に関する基本的な考え方

未普及地域への整備を図りつつ、今後は老朽化した管きよや施設の長寿命化計画を策定し、計画的に適正な維持管理に努めることで維持管理費の削減と平準化を目指します。

(5) その他のインフラ施設

○ 現状・課題に対する基本認識

道路や上下水道のほかにも、本市では公園や漁港、防火水槽など数多くのインフラを保有しています。これらについても、維持管理や更新などが必要になると思われます。

○ 管理に関する基本的な考え方

公園については、都市公園・農村公園や児童公園などその種類はさまざまですが、有料公園については、指定管理者制度を導入しており、維持管理費の削減を図っています。農村公園・児童公園など比較的小規模な公園については地域住民との連携により維持管理を行っていきます。

漁港はすでに機能保全事業を進めており、今後も継続して適正な維持管理を進めていきます。

また防火水槽については各地区の消防団員からの点検報告により、計画的に維持管理を行っていきます。

3. 一部事務組合所有施設の基本方針

本市は、本市が行うこととされている常備消防・救急業務、火葬場の管理運営、し尿処理の事務を他市町村と共同処理するため、一部事務組合を設けています。

一部事務組合の一つである本市旧天王町区域内で常備消防・救急業務の事務を行っている男鹿地区消防一部事務組合が各市村区域内に設置管理している施設の整備費用を当該市村で負担していることから、本市区域内にある消防施設の今後の方針について検討する必要があります。

○ 現状・課題に対する基本認識

男鹿地区消防一部事務組合が保有する消防施設は7つありますが、うち本市区域内にある消防施設は天王分署庁舎と天王南分署庁舎の2つです。

天王分署庁舎は昭和49年に建築されており、築年数が40年以上経過し、旧耐震基準の施設となっています。今後は、建て替えなどを含めた整備方針を決定する必要があります。

天王南分署庁舎は平成10年に建築され、築年数18年を経過しており、計画的な修繕等により施設の長寿命化に努める必要があります。

○ 管理に関する基本的な考え方

絶えず稼働する消防施設は、停止することができない設備を有しています。災害時においても業務が継続可能となるよう適切に施設管理を行うことが重要であり、日常点検をはじめ定期点検や診断を継続して実施し、災害対策の拠点としての機能を発揮できるよう設備を含めた施設全体の管理に努めます。

表10 本市が加入している一部事務組合

組合名	構成市町村	共同処理事務
男鹿地区消防一部事務組合	潟上市(旧天王町)、男鹿市、大潟村	常備消防・救急業務
男鹿地区衛生処理一部事務組合	潟上市、男鹿市	し尿処理
湖東地区行政一部事務組合	潟上市(旧昭和町、旧飯田川町) 井川町、八郎潟町	常備消防・救急業務 火葬場

表11 本市区域内にある消防施設

施設名称	建築年月日	延べ床面積
天王分署庁舎	昭和49年3月30日	318.6 m ²
天王南分署庁舎	平成10年3月20日	464.91 m ²

第5章 取組体制の構築

1. 全庁的な取組体制の構築

これまで公共施設等の管理は、所管部局ごとの判断に基づいて行われてきましたが、今後は、財源確保の難しさから公共施設大規模改修や建て替えを実施する際、その優先度や他施設との複合化の可能性など市全体で検討判断することが不可欠となります。

したがって、既存の庁内検討委員会を活用しながら全庁的な視点で現状分析や今後の方針について検討でき、かつ、責任や役割及び組織体制を明確にしつつ、意思決定を確実に実行できる仕組みを構築していきます。

2. 情報の管理・共有

各施設の建築物、利用状況、維持管理などに関する基礎情報を整理した施設カルテ等を活用し、各所管で管理する施設情報を定期的に更新することにより、庁内及び市民との検討及び協議に必要な情報として共有化していきます。